

羽曳野市重度身体障害者住宅改造事業助成金交付要綱

制 定 平成 7年 4月 1日

最近改正 令和 5年 8月 1日

(目的)

第 1 条 この要綱は、在宅の重度身体障害者が住み慣れた地域で自立し、安心して生活ができるようにするため、日常生活の最も基礎となる住宅の改造に必要な経費の一部を助成することにより、重度身体障害者の生活の利便の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この要綱による助成金(以下「助成金」という。)の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳 1 級、2 級又は 3 級に該当する者(身体障害者手帳 3 級に該当する者にあつては、体幹又は下肢の機能障害を有する者に限る。)
- (2) 第 5 条に規定する申請の日(以下「基準日」という。)において、本市に 1 年以上居住している者
- (3) 対象者が属する世帯の生計中心者(世帯の生計を主として維持する者をいう。以下同じ。)の前年分(基準日が 1 月から 5 月の場合は前々年分)所得税額が 70,000 円以下の者

(助成対象経費)

第 3 条 この要綱による助成金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる箇所の改造工事に係る経費(以下「助成対象経費」という。)とする。

- (1) 玄関
- (2) 台所
- (3) 浴室
- (4) 便所
- (5) 廊下
- (6) 居室
- (7) 階段
- (8) 洗面所
- (9) 前各号に掲げる箇所のほか、市長が適当と認める箇所

(助成額)

第4条 助成金の額(以下「助成額」という。)は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄定めるところにより算定した額とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、羽曳野市重度身体障害者住宅改造事業助成金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 工事の見積書の写し
- (3) 工事箇所の図面
- (4) 工事箇所の写真
- (5) 身体障害者手帳の写し
- (6) 借家の場合は、所有者の承諾書等
- (7) 前年分所得税課税証明書等(1月から6月までの申請にあつては、前々年分)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(申請の制限)

第6条 助成金の申請は、同一の対象者に対して1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(審査及び決定)

第7条 市長は、第5条の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ助成の可否を決定し、羽曳野市重度身体障害者住宅改造事業助成決定通知書(様式第3号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(工事完了届)

第8条 申請者は、工事が完了したときは、工事竣工(完了)届(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 工事費請求書の写し
- (2) 工事完成後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(検査及び助成金の額の決定)

第9条 市長は、工事が適正に完了したと認めるときは、交付すべき助成金の額を確定

し、羽曳野市重度身体障害者住宅改造事業助成金交付額確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(請求)

第10条 申請者は、前条の通知を受けたときは、羽曳野市重度身体障害者住宅改造事業助成金請求書(様式第6号)により、市長に請求するものとする。

(助成金の支払)

第11条 市長は、前条の請求を受けたときは、申請者に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、申請者が虚偽その他不正な申請により助成金の交付決定又は交付を受けた場合は、その交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平7.4.1)抄

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 羽曳野市高齢者・身体障害者住宅改造事業助成金交付要綱(平成6年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 平成20年6月30日までの申請にかかる所得基準の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。
- (経過措置)

2 平成 21 年 6 月 30 日までの申請にかかる助成額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(様式改訂)

2 羽曳野市重度身体障害者住宅改造事業助成金交付申請書(様式第 1 号)を次のように改める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)助成額算出表

世帯の状況又は生計中心者の前年度の所得税額	助成額
生活保護世帯	助成対象経費と 500,000 円のいずれか低い額から基準日に支給を受けることができる介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 45 条第 1 項の居宅介護住宅改修費(基準日から起算して 1 年以内に交付の決定を受けたものを含む。)を控除した額(以下「基準額」という。)の全額
非課税世帯	基準額の全額
40,000 円以下	基準額に 2/3 を乗じて得た額
40,001 円以上 70,000 円以下	基準額に 1/2 を乗じて得た額

備考 算定された額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。